

# 山口県報

平成22年  
11月30日  
(火曜日)

## 目 次

告示  
家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）……………一



### 山口県告示第四百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、家畜の有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十二年十一月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 二 区域  
山口県全域
- 三 期日  
平成二十二年十二月四日から同月二十日まで
- 四 実施の方法  
鶏、あひる、つぎら、きじ、だちよつ、ほろほろ鳥又は七面鳥の所在する畜舎（家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。）の周囲に消石灰を散布する。

平成二十二年十一月三十日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市